

## 【完了したプロジェクト】元子ども兵及び紛争被害者支援プロジェクト フェーズ1



プロジェクト名	コンゴ東部地域における元子ども兵及び紛争被害者支援プロジェクト フェーズ I
実施地域	コンゴ民主共和国 南キブ州 カレヘ行政区カロンゲ区域
実施期間	14ヶ月（2008年4月～2009年6月）
ターゲットグループ	パートナー団体（GRAM）スタッフ、元子ども兵士、紛争被害者／カロンゲ地区住民
受益者数 （支援を受ける人の数）	対象地域の住民（建設作業員として雇用） 約50名 GRAM職員（プロジェクト管理などの研修対象者）5名
プロジェクト目標	元子ども兵及び紛争被害者支援の為の施設（グローバルハウスⅢ）の建設が完了し、施設の資機材の整備とともに、パートナー団体（GRAM）がプロジェクト管理、資金管理に必要な能力を習得する。

### ■ プロジェクト実施の背景

パイロットプロジェクトを通して出された、成果や課題点をベースにして元子ども兵や性的暴力を受けた女性など紛争被害者を長期的に支援していくためのプロジェクトが考案されました。

しかし、十分な初期資金を確保することができなかつたため、プロジェクトをフェーズ I（第一段階）とフェーズ II（第 2 段階）に分けて、まずは、プロジェクトを実施していくための基盤整備から行うことにしました。

### ■ プロジェクトの概要（成果）

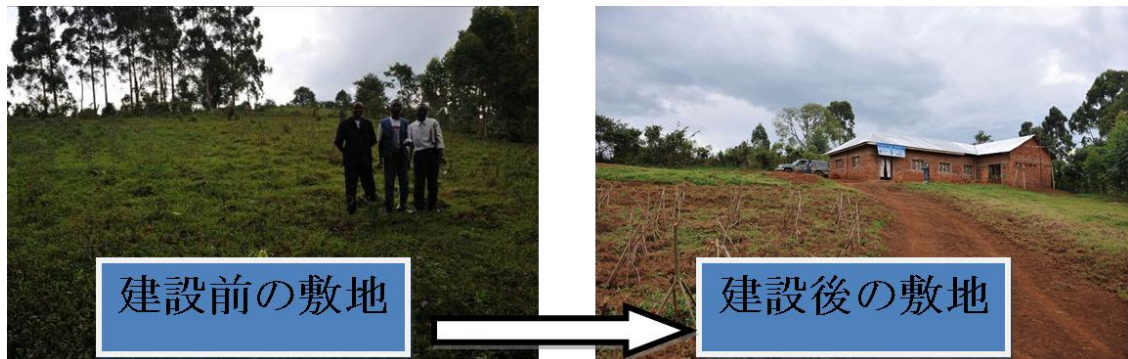


プロジェクトの第一段階として、パートナー団体（GRAM）の活動基盤の整備（パソコン等オフィス器具の供与）とともに GRAM 職員のプロジェクト管理・運営能力を向上させるための研修を行いました。

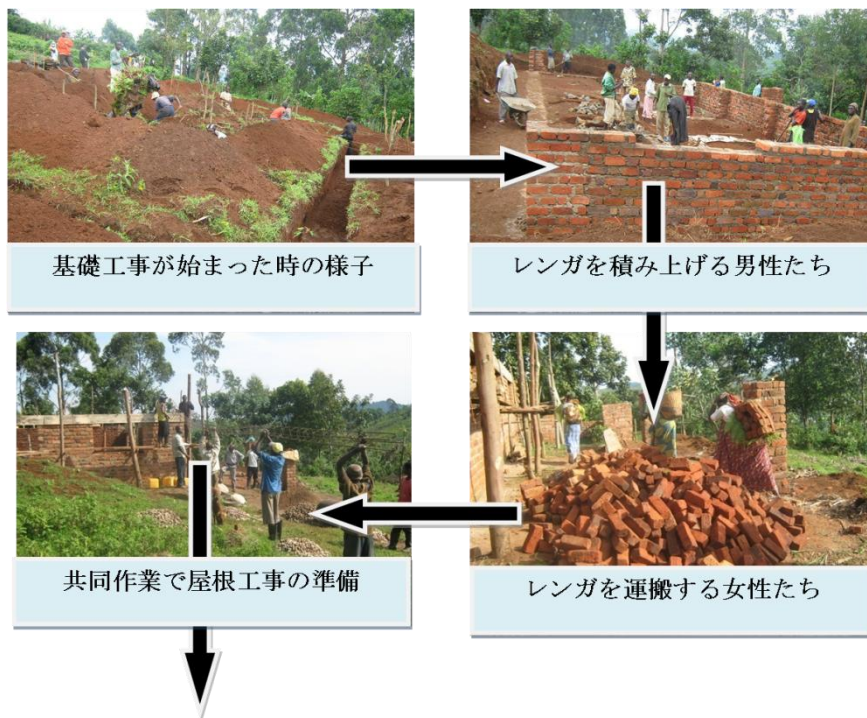
同時に、元子ども兵や性的暴力を受けた女性など紛争被害者をエンパワーメント

(支援)していくための拠点となる施設(グローブハウスⅢ)を住民参加型で建設しました。この建設では、技術者以外に、元子ども兵を含む 50 人以上の貧困層住民が建設作業員として関わり、16m×8m のレンガ作りの施設が完成しました。

GRAM への研修が完了し、当会理事長から GRAM 代表へパソコン等の備品が供与された



### ●グローブハウスⅢ建設作業の流れ





屋根工事の様子



ドア・窓の取り付け作業



完成した施設（グローブハウスⅢ）

### ●部屋割り

グローブハウスⅢは、職業訓練やフェアトレード商品の生産活動などを行う小教室、カウンセリングルーム、集会やワークショップなどを行う大教室と、受益者やスタッフが宿泊できる部屋（4 部屋）及び倉庫と簡易台所の計 8 部屋で構成されています。

また、施設内には、パイロットプロジェクトで職業訓練を受けた元子ども兵が製作した椅子や机などの家具が設置され、施設の敷地には、警備員が常駐するための守衛小屋と、トイレも整備されました。

この施設を拠点に、これから元子ども兵及び紛争被害者を支援するプロジェクト（フェーズⅡ）が開始されます。



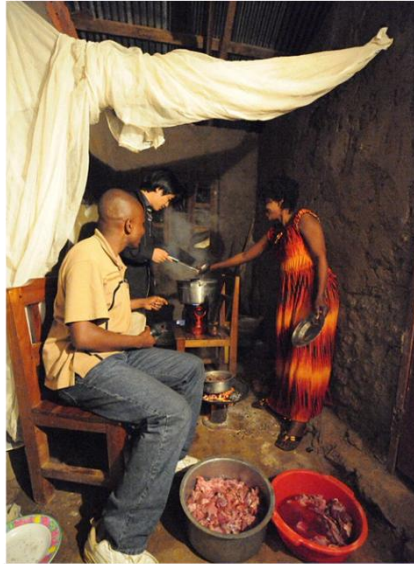
完成した守衛小屋



完成したトイレ



施設内に設置された元子ども兵が製作した家具類



簡易台所での調理風景



※PCM(Project Cycle Management:プロジェクト・サイクル・マネジメント)手法とは、開発援助プロジェクトの計画立案・実施・評価という一連のサイクルを、「プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)」とよばれるプロジェクト概要表を用いて運営管理する手法です。

PDMはプロジェクト計画を構成する目標、活動、投入等を含み、それらの論理的な相関関係を示しています。

PCM手法の特色としては、

- (1) 様々な関係者が参加し、知恵を絞りあう「参加型」ワークショップ、
- (2) PDM作成に至る各分析過程での「論理性」、
- (3) PDMを用いて全サイクルを管理する「一貫性」

があげられます。

現在PCM手法は、参加型計画(Participatory Planning)手法とモニタリング・評価(Monitoring & Evaluation)手法からなっています。

### ＜参加型計画手法＞

参加型計画手法ではまず、協力対象地域・分野を取り巻く状況を把握し、現存する問題群を「原因-結果」の関係で整理します。

そして、これらを解決する方途を検討したうえで協力のアプローチを決定します。さらに、決定したアプローチに基づいて、プロジェクトの主要計画を詰め、その内容をPDMに示し、活動計画表を作成します。

参加型計画手法では、ターゲットグループや地域住民のニーズ・意見を広く拾い、プロジェクトの計画に反映させるだけでなく、オーナーシップの醸成も狙いとします。

### ＜モニタリング・評価手法＞

PCM手法に基づくモニタリングとは、モニタリングシステムの下、プロジェクトが計画どおり実施されているか、その進捗状況をチェックして、必要に応じて計画内容を修正することです。

具体的には、PDMに示されている活動、アウトプット、プロジェクト目標を中心にその達成度を調べ、投入や外部条件の状況を把握した上で、必要に応じて計画内容の調整や修正を行います。

評価とは、既に終了した、或いは実施中のプロジェクトに関して、評価5項目の観点から調査し、結果を明確にすると同時に、プロジェクトの今後の展開に関する提言と、類似プロジェクトへの教訓を引出すことです。

評価5項目とは、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が評価の基本として提唱しているもので、効率性、目標達成度、インパクト、妥当性、自立発展性からなります。

具体的には、評価用のPDMから5項目ごとに評価設問を検討し、これを基に評価調査の計画を立てます。そして、既述の5項目の観点から評価調査を行い、結論を導き出します。